

(法人の市(町・村) 民税に係る納期限の延長の場合の延滞金)

第五十二条 法人税法第七十四条第一項又は第四百四十四条の六第一項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第七十五条の二第一項の規定の適用を受けているものは、当該申告書に係る法人税額の課税標準の算定期間でその適用に係るものの所得に対する法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額を納付する場合には、当該税額に、当該法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後二月を経過した日から同項の規定により延長された当該申告書の提出期限までの期間の日数に応じ、年七・三パーセントの割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。

2 第四十八条第七項の規定は、前項の延滞金額について準用する。この場合において、同条第七項中「前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間(詐偽その他不正の行為により市(町・村) 民税を免れた法人が法第三百二十一条の十一第一項又は第三項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る市(町・村) 民税又は令第四十八条の十六の二第三項に規定する市(町・村) 民税にあつては、第一号に掲げる期間に限る。)」とあるのは、「当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があつた日(その日が第五十二条第一項の法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後二月を経過した日より前である場合には、同日) から第五十二条第一項の申告書の提出期限までの期間」と読み替えるものとする。

3 第五十条第四項の規定は、第一項の延滞金額について準用する。この場合において、同条第四項中「前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間(詐偽その他不正の行為により市(町・村) 民税を免れた法人についてされた当該増額更正により納付すべき市(町・村) 民税又は令第四十八条の十五の五第四項に規定する市(町・村) 民税にあつては、第一号に掲げる期間に限る。)」とあるのは、「当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があつた日(その日が第五十二条第一項の法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後二月を経過した日より前である場合には、同

日)から同条第一項の申告書の提出期限までの期間」と読み替えるものとする。

4 法人税法第八十一条の二十二第一項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第八十一条の二十四第一項の規定の適用を受けているもの及び当該法人との間に連結完全支配関係がある連結子法人(連結申告法人に限る。)は、当該申告書に係る連結法人税額の課税標準の算定期間でその適用に係るものの連結所得(同法第二条第十八号の四に規定する連結所得をいう。)に対する連結法人税額に係る個別帰属法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額を納付する場合には、当該税額に、当該連結法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後二月を経過した日から同項の規定により延長された当該申告書の提出期限までの期間の日数に応じ、年七・三パーセントの割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。

5 第四十八条第七項の規定は、前項の延滞金額について準用する。この場合において、同条第七項中「前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間(詐偽その他不正の行為により市(町・村) 民税を免れた法人が法第三百二十一条の十一第一項又は第三項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る市(町・村) 民税又は令第四十八条の十六の二第三項に規定する市(町・村) 民税にあつては、第一号に掲げる期間に限る。）」とあるのは、「当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があつた日(その日が第五十二条第四項の連結法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後二月を経過した日より前である場合には、同日)から第五十二条第四項の申告書の提出期限までの期間」と読み替えるものとする。

6 第五十条第四項の規定は、第四項の延滞金額について準用する。この場合において、同条第四項中「前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間(詐偽その他不正の行為により市(町・村) 民税を免れた法人についてされた当該増額更正により納付すべき市(町・村) 民税又は令第四十八条の十五の五第四項に規定する市(町・村) 民税にあつては、

第一号に掲げる期間に限る。」とあるのは、「当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があつた日（その日が第五十二条第四項の連結法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後二月を経過した日より前である場合には、同日）から同条第四項の申告書の提出期限までの期間」と読み替えるものとする。

（注）令和四年四月一日から施行

（法人の市（町・村）民税に係る納期限の延長の場合の延滞金）

第五十二条 法人税法第七十四条第一項又は第四百四十四条の六第一項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第七十五条の二第一項の規定の適用を受けているものは、当該申告書に係る法人税額の課税標準の算定期間でその適用に係るものの所得に対する法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額を納付する場合には、当該税額に、当該法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後二月を経過した日から同項の規定により延長された当該申告書の提出期限までの期間の日数に応じ、年七・三パーセントの割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。

2 第四十八条第七項の規定は、前項の延滞金額について準用する。この場合において、同条第七項中「前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により市（町・村）民税を免れた法人が法第三百二十一条の十一第一項又は第三項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る市（町・村）民税又は令第四十八条の十六の二第三項に規定する市（町・村）民税にあつては、第一号に掲げる期間に限る。）」とあるのは、「当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があつた日（その日が第五十二条第一項の法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後二月を経過した日より前である場合には、同日）から第五十二条第一項の申告書の提出期限までの期間」と読み替えるものとする。

第五十条第四項の規定は、第一項の延滞金額について準用する。この場合において、同条第四項中「前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により市（町・村）民税を免れた法人についてされた当該増額更正により納付すべき市（町・村）民税又は令第四十八条の十五の五第四項に規定する市（町・村）民税にあつては、第一号に掲げる期間に限る。」とあるのは、「当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があつた日（その日が第五十二条第一項の法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後二月を経過した日より前である場合には、同日）から同条第一項の申告書の提出期限までの期間」と読み替えるものとする。

（昭五〇自治市三六・追加、平一四総税市三九・一項追加・平二六総税市九・一部改正・平三〇総税市一八・一部改正・追加、令二総税市一六・一部改正）